

# 不良債権処理の影響により離職した者を直接又はトライアル雇用により雇い入れる事業主又は自ら起業した離職者の方への給付金

## 4 不良債権処理就業支援特別奨励金

不良債権処理の加速による影響を受け、雇用調整を行わざるを得ない事業所（雇用調整方針を策定した事業所）からの離職を余儀なくされた支援対象者を雇い入れる事業主に対し、常用雇用支援の奨励金、トライアル雇用支援の奨励金及び起業支援の奨励金の3つの措置からなる不良債権処理就業支援特別奨励金を支給します。

### 「雇用調整方針」及び「支援対象者」

「雇用調整方針」とは、不良債権処理の加速に伴い、離職を余儀なくされる人に対する体系的な再就職支援を行うために、不良債権処理の影響で雇用調整を行わざるを得ない事業主が、雇用調整の見通し、対象者等を盛り込んだ方針を作成し、ハローワーク（公共職業安定所）に届け出ていただくものです。

この「雇用調整方針」を提出した事業所を離職した方として、「雇用調整方針対象者証明書」の交付を受けた60歳未満の方を「支援対象者」としています。

※ 雇用調整方針の届出日より前に、他の事業所に既に内定している者及び再就職している者については、雇用調整方針の支援対象者とはなりませんので、ご注意ください（内定している者については一部例外があります。）。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は公共職業安定所にお問い合わせください。

### 【I 常用雇用支援の奨励金】

#### 受給できる事業主

次の1から4までのいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- 2 支援対象者を常用労働者（雇用保険法第13条第1項第1号に規定する短時間労働被保険者を除く一般被保険者）として新たに雇い入れること。
- 3 雇入れの日の前日の6か月前の日から奨励金の支給決定までの間に、当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者（短時間労働被保険者である一般被保険者、短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）を事業主の都合により解雇（次のいずれかに該当する解雇を除き、事業主の勧奨等による退職を含みます。）したことがないこと。
  - (1) 当該労働者の責めに帰すべき理由による解雇
  - (2) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 4 出勤簿、タイムカード、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備していること。

#### 受給できる額

支援対象者1人当たり60万円（新規・成長分野等事業主（※1）の場合は70万円）

#### 受給のための手続

支援対象者を雇い入れた日の3か月後から起算して1か月以内に、（財）産業雇用安定センター都道府県事務

所に申請してください。

※ 手続き等の詳細については、(財)産業雇用安定センター都道府県事務所にお問い合わせください。

## 【Ⅱ トライアル雇用支援の奨励金】

### 受給できる事業主

次の1及び2に該当する事業主に対して支給されます。

- 1 I「常用雇用支援の奨励金」**受給できる事業主**の1、3及び4に該当する事業主であること。
- 2 支援対象者を公共職業安定所又は雇用関係給付金を取扱うことができる有料・無料の職業紹介事業者(※2)の紹介によりトライアル雇用として受け入れること(実施期間は1、2または3か月)。

### 受給できる額

- 1 トライアル雇用後、常用雇用に移行した場合  
支援対象者1人当たり45万円(新規・成長分野等事業主の場合は55万円)
- 2 トライアル雇用後、常用雇用に移行しなかった場合  
支援対象者1人当たり月額5万円(3か月を上限)

### 受給のための手続

常用雇用に移行した日の3か月後から1か月以内、常用雇用に移行しなかった場合にはトライアル雇用の終了した日から1か月以内に、(財)産業雇用安定センター都道府県事務所に申請してください。

※ 手続き等の詳細については、(財)産業雇用安定センター都道府県事務所にお問い合わせください。

## 【Ⅲ 起業支援の奨励金】

### 受給できる事業主

次の1から4までのいずれにも該当する事業主に対して支給されます。

- 1 I「常用雇用支援の奨励金」**受給できる事業主**の1、3及び4に該当する事業主であること。
- 2 支援対象者自ら新たに事業を設立(支援対象者自ら出資し、かつ個人事業主であるもの又は代表権を有するものをいいます。)したものであること。
- 3 創業6か月以内に、支援対象者又は60歳未満の非自発的離職者等を常用労働者として雇い入れること。
- 4 雇入れ2人目以降に60歳未満の非自発的離職者等を雇い入れる場合は、公共職業安定所又は雇用関係給付金を取扱うことができる有料・無料の職業紹介事業者(※2)の紹介により、雇い入れるものであること。

### 受給できる額

- 1 最初の雇入れに際し、起業した支援対象者1人当たり60万円(新規・成長分野等の事業を行う場合は70万円)(共同して起業した場合は3人分を上限)
- 2 (1) 支援対象者の雇入れ1人当たり60万円(新規・成長分野等の事業を行う場合は70万円)  
(2) 60歳未満の非自発的離職者等の雇入れ1人当たり30万円

### 受給のための手続

支援対象者等を雇い入れた日の3か月後から起算して1か月以内に、(財)産業雇用安定センター都道府県事

務所に申請してください。

※ 手続き等の詳細については、(財)産業雇用安定センター都道府県事務所にお問い合わせください。

#### ※ 1 新規・成長分野等事業主

新規・成長15分野又は、各都道府県ごとに設定された事業を行う事業主です。

#### 【新規・成長15分野一覧】

|             |                 |                     |
|-------------|-----------------|---------------------|
| ① 医療・福祉関連分野 | ⑥ 環境関連分野        | ⑪ 航空・宇宙（民需）関連分野     |
| ② 生活文化関連分野  | ⑦ ビジネス支援関連分野    | ⑫ 新エネルギー・省エネルギー関連分野 |
| ③ 情報通信関連分野  | ⑧ 海洋関連分野        | ⑬ 人材関連分野            |
| ④ 新製造技術関連分野 | ⑨ バイオテクノロジー関連分野 | ⑭ 国際化関連分野           |
| ⑤ 流通・物流関連分野 | ⑩ 都市環境整備関連分野    | ⑮ 住宅関連分野            |

#### 【都道府県設定業種一覧】

| 都 道 府 県 | 業 種 名       | 分 類 番 号   | 都 道 府 県 | 業 種 名       | 分 類 番 号   |
|---------|-------------|-----------|---------|-------------|-----------|
| 01 北海道  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  | 25 滋 賀  | 電気機械器具製造業   | 中 分 類 27  |
| 02 青 森  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  | 26 京 都  | 一般飲食店       | 中 分 類 70  |
| 03 岩 手  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  | 27 大 阪  | 金属製品製造業     | 中 分 類 25  |
| 04 宮 城  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  | 28 兵 庫  | 設定なし        |           |
| 05 秋 田  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  | 29 奈 良  | 農業          | 中 分 類 01  |
| 06 山 形  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  | 30 和歌山  | 林業          | 中 分 類 02  |
| 07 福 島  | 設定なし        |           | 31 鳥 取  | 電気機械器具製造業   | 中 分 類 27  |
| 08 茨 城  | 農業          | 中 分 類 01  | 32 島 根  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  |
| 09 栃 木  | 設定なし        |           | 33 岡 山  | 輸送用機械器具製造業  | 中 分 類 30  |
| 10 群 馬  | 設定なし        |           | 34 広 島  | 輸送用機械器具製造業  | 中 分 類 30  |
| 11 埼 玉  | 設定なし        |           | 35 山 口  | 設定なし        |           |
| 12 千 葉  | 設定なし        |           | 36 徳 島  | 電気機械器具製造業   | 中 分 類 27  |
| 13 東 京  | 設定なし        |           | 37 香 川  | 設定なし        |           |
| 14 神奈川  | 設定なし        |           | 38 愛 媛  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  |
| 15 新 潟  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  | 39 高 知  | 設定なし        |           |
| 16 富 山  | 金属製品製造業     | 中 分 類 25  | 40 福 岡  | 自動車・同付属品製造業 | 小 分 類 301 |
| 17 石 川  | 設定なし        |           | 41 佐 賀  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  |
| 18 福 井  | 精密機械器具製造業   | 中 分 類 31  | 42 長 崎  | 輸送用機械器具製造業  | 中 分 類 30  |
| 19 山 梨  | 林業          | 中 分 類 02  | 43 熊 本  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  |
| 20 長 野  | 林業          | 中 分 類 02  | 44 大 分  | 自動車・同付属品製造業 | 小 分 類 301 |
| 21 岐 阜  | 設定なし        |           | 45 宮 崎  | 農業          | 中 分 類 01  |
| 22 静 岡  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  | 46 鹿児島  | 食料品製造業      | 中 分 類 09  |
| 23 愛 知  | 自動車・同付属品製造業 | 小 分 類 301 | 47 沖 縄  | 各種商品小売業     | 中 分 類 55  |
| 24 三 重  | 化学工業        | 中 分 類 17  |         |             |           |

#### ※ 2 有料・無料職業紹介事業者

適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者として、事前に厚生労働省職業安定局長の定める項目について同意する旨の届出を行い、それを示す標識を掲げている事業者です。